

伊豆の国市 障がい福祉のしおり



伊豆の国市障がい福祉課
(伊豆の国市福祉事務所)

TEL:0558-76-8007
FAX:0558-76-8029

《 目 次 》

1 障害者手帳・・・・・・・・・・ 1

- ◎身体障害者手帳・・・・・・・・・・ 1
- ◎療育手帳・・・・・・・・・・ 1
- ◎精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・ 2

2 医療費・・・・・・・・・・ 2

- ◎自立支援医療費（更生医療）・・・・ 2
- ◎自立支援医療費（育成医療）・・・・ 3
- ◎自立支援医療費（精神通院医療）・・・・ 3
- ◎重度障害者医療費の助成・・・・・・・・ 3
- ◎精神障害者医療費（入院医療費）の助成・・・・ 4
- ◎後期高齢者医療制度・・・・・・・・ 4
- ◎特定疾病療養受療証・・・・・・・・ 5
- ◎特定医療費（指定難病）助成制度・・・・ 5

3 日常生活の支援・・・・・・・・ 6

- ◎障害福祉サービス（自立支援給付）・・・・ 7
 - サービスの利用方法・・・・・・・・ 7
 - 訪問を受けるサービス・・・・・・・・ 8
 - 外出を支援するサービス・・・・・・・・ 8
 - 施設に通って利用するサービス・・・・ 8
 - 施設に入所するサービス・・・・・・・・ 8
 - 相談支援サービス・・・・・・・・ 9
- ◎障害児通所支援サービス・・・・・・・・ 10
 - サービスの利用方法・・・・・・・・ 10
 - サービスの内容・・・・・・・・ 10
- ◎地域生活支援事業・・・・・・・・ 11
 - 相談支援事業・・・・・・・・ 11
 - 地域活動支援センター・・・・・・・・ 11
 - 移動支援・・・・・・・・ 11
 - 日中一時支援・・・・・・・・ 11
 - 入浴サービス・・・・・・・・ 12
 - 手話通訳者、要約筆記者の派遣・・・・ 12
- ◎介護保険・・・・・・・・ 12

4 福祉用具・・・・・・・・・・ 13

- ◎補装具・・・・・・・・・・ 13
- ◎日常生活用具・・・・・・・・・・ 14
- ◎小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付・・・・ 19

5 助成・手当・年金・・・・・・・・ 20

- ◎住宅改造費用の助成・・・・・・・・ 20
- ◎自動車改造費用の助成・・・・・・・・ 21
- ◎自動車運転免許取得費用の助成・・・・ 21
- ◎特別児童扶養手当・・・・・・・・ 22
- ◎障害児福祉手当・・・・・・・・ 24
- ◎特別障害者手当・・・・・・・・ 25
- ◎児童扶養手当・・・・・・・・ 26
- ◎障害年金・・・・・・・・ 27
- ◎心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・ 27

6 税金・割引など・・・・・・・・ 28

- ◎税金の控除・・・・・・・・ 28
- ◎自動車税・軽自動車税の減免・・・・ 29
- ◎NHK 放送受信料の減免・・・・・・・・ 30
- ◎タクシー・バス・鉄道利用券・・・・ 30
- ◎自動車燃料給油券・・・・・・・・ 30
- ◎タクシー料金の割引・・・・・・・・ 31
- ◎路線バス運賃の割引・・・・・・・・ 31
- ◎鉄道料金の割引・・・・・・・・ 31
- ◎国内航空運賃の割引・・・・・・・・ 31
- ◎有料道路通行料金の割引・・・・・・・・ 32
- ◎携帯電話使用料の割引・・・・・・・・ 33
- ◎NTT 電話使用料の割引・・・・・・・・ 33
- ◎公共施設の利用料の割引・・・・・・・・ 33

7 その他の福祉サービスなど・・・・ 34

- ◎ヘルプマーク・ヘルプカード・・・・ 34
- ◎ゆずりあい駐車場・・・・・・・・ 34
- ◎図書館宅配サービス・・・・・・・・ 34
- ◎成年後見制度・・・・・・・・ 35
- ◎メール 119 システム・・・・・・・・ 35
- ◎障害者相談員・・・・・・・・ 35

1 障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

身体障害がある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各制度を利用するために必要です。障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

■障害の区分 視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓）

■手続きについて

手続きの種類	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（指定医師が作成）・写真
障害程度変更 障害名追加	障害の程度が変わったとき 別の障害を追加するとき	申請書・診断書（指定医師が作成）・写真
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真
氏名・居住地変更	氏名・住所が変わったとき	届出書
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	届出書・身体障害者手帳

■窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内） 電話：0558-76-8007 FAX:0558-76-8029
※手帳は申請されてから静岡県にて審査、交付されます。交付までに2か月程度かかります。交付の際は、市役所からお手紙をお送りしますので、窓口までお越しください。

療育手帳

知的障害がある場合、療育手帳が交付されます。一貫した相談・支援を行うとともに、色々な援助を受けやすくするためのものです。障害の程度によって、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）の区分があります。

■手続きについて

手続きの種類	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・調査票・写真
再判定	再判定の時期がきたとき	申請書・調査票
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真
氏名・居住地変更	氏名・住所が変わったとき	届出書
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	届出書・療育手帳

■窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）
※申請後、判定機関にて面接を実施し、その後、手帳が交付されます。面接の時期によりませんが、交付までに2か月から3か月程度かかります。交付の際は、市役所からお手紙をお送りしますので、窓口までお越しください。

■判定機関 東部児童相談所・東部知的障害者更生相談所
（沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎4F 静岡県東部健康福祉センター）
電話 055-920-2086

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために日常生活、社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害の程度の重いものから順に、1級・2級・3級となります。

■手続きについて

手続きの種類	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書もしくは障害年金証書・(写真)
更新	更新の時期がきたとき	申請書・診断書もしくは障害年金証書
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	申請書・診断書
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・(写真)
氏名・居住地変更	氏名・住所が変わったとき	届出書
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	届出書・精神障害者保健福祉手帳

※精神障害を理由に障害年金を受給している場合は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能です。詳しくは窓口へお問合せください。

■窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

※手帳は申請されてから静岡県にて審査、交付されます。交付までに3か月程度かかります。交付の際は、市役所からお手紙をお送りしますので、窓口までお越しください。

2 医療費

障害の程度、医療の内容によって、医療費が軽減されます。

自立支援医療費（更生医療）

障害の程度を軽くしたり、取り除いたりして日常生活を容易にするための医療に係る医療費を給付します。

■対象医療 角膜移植術、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、腎移植術、人工透析 など

■対象者 身体障害者手帳を持っている18歳以上の人

■自己負担 原則医療費の1割の額（生活保護世帯を除く）。世帯の所得や障害の状況によって毎月の支払限度額が異なります。

■手続きについて

必要書類を揃えて窓口へ提出してください。

【新規の場合の必要書類】

申請書、意見書、健康保険証の写し など

※その他の書類が必要になる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

自立支援医療費（育成医療）

身体に障害のある児童又は現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められる児童の障害に対する確実な治療効果が期待できる医療に係る医療費を給付します。

- 対象医療 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平行機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などに対する医療
- 対象者 18歳未満の児童で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担 原則医療費の1割の額（生活保護世帯を除く）。世帯の所得や障害の状況によって毎月の支払限度額が異なります。
- 手続きについて
必要書類を揃えて窓口へ提出してください。
【新規の場合の必要書類】
申請書、意見書、健康保険証の写し など
※その他の書類が必要になる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
- 窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

自立支援医療費（精神通院医療）

精神障害の通院医療にかかる医療費を給付します。

- 対象医療 精神疾患に対する継続的な通院医療
 - 対象者 通院により、対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
 - 自己負担 原則医療費の1割の額（生活保護世帯を除く）。世帯の所得や障害の状況によって毎月の支払限度額が異なります。
 - 手続きについて
必要書類を揃えて窓口へ提出してください。
【新規の場合の必要書類】
申請書、診断書、健康保険証の写し など
※その他の書類が必要になる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
 - 窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）
- ※手帳は申請されてから静岡県にて審査、交付されます。お手元に届くまで3か月程度かかります。

重度障害者医療費の助成

医療費（保険適用分）の自己負担分について、助成金を支給します。

■対象者

障害種別	等級等
身体障害者	身体障害者手帳 1・2 級、身体障害者手帳内部障害 3 級
知的障害者	療育手帳 A
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級
その他	特別児童扶養手当 1・2 級該当児童

■助成の額 医療費（保険適用分）の自己負担額について、1 ヶ月 1 医療機関（薬局を除く）あたり、500 円の自己負担金を差し引いた金額を助成金として、口座に振り込みます。

■支給制限

- ・所得制限があります。
- ・内部障害 3 級の身体障害者手帳の場合、障害の部位に係る医療のみが対象です。
- ・65 歳を超えて初めて障害者手帳を取得した方で、世帯が市民税課税世帯の場合、通院の医療費のみが対象です。

■手続きについて

新たに助成の対象者となった際は、市役所から手続きについてご案内しますので、必要書類を窓口に出してください。審査の結果、受給資格について認められた場合は、「受給者証」を交付しますので、受診の際は、保険証と一緒に医療機関等へ提示してください。

【その後の手続】

- ・住所、氏名、保険証、振込口座に変更があったとき
→変更届の提出が必要です。変更後の保険証、通帳をお持ちください。
- ・転出、死亡のとき
→喪失届の提出が必要です。死亡の場合は、ご遺族様の通帳をお持ちください。

■窓 〇 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

精神障害者医療費（入院医療費）の助成

精神疾患にかかる入院医療費（保険適用分）の自己負担分について、助成金を支給します。

■対象者 伊豆の国市に引き続き3カ月以上住所を有し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条（任意入院）、第 33 条（医療保護入院）の規定により入院している人

■助成内容 医療費（保険適用分）の自己負担額（食事療養費含む）の 1/3 以内に相当する額を助成します。申請期限は、療養を受けた日から2年以内です。

■手続きについて

必要書類を揃えて窓口に出してください。

【新規の場合の必要書類】

申請書、領収書、入院に関する証明書、債権者登録申立書、保険証、通帳 など

■窓 〇 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が加入する健康保険の制度です。ただし、65歳以上74歳以下の人で、次のような一定の障害がある人についても申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳1～3級
 - ・身体障害者手帳4級の一部（音声・言語・そしゃく機能障害と下肢機能障害の一部）
 - ・療育手帳A
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級
 - ・障害基礎年金1、2級
- 内 容
 - ・医療費の自己負担割合が所得により1割、2割、3割になります。
 - ・現在加入中の健康保険（国保・社保）と保険料が変わる場合があります。
 - ・加入をご希望の方は、下記窓口へお問い合わせください。
- 窓 口 市役所国保年金課（長岡庁舎内）
電話 055-948-2905

特定疾病療養受療証

高額な治療を継続して行う下記の疾病の療養を受けている人は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けることで自己負担額が軽減されます。加入されている健康保険へお問い合わせください。国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入中の人は下記の市役所窓口にお問い合わせください。

- 対象疾病
 - ・人工透析の必要な慢性腎不全
 - ・血友病
 - ・後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）
- 自己負担額 1ヶ月当たり1万円までとなります。ただし、対象疾病が人工透析の必要な慢性腎不全であり、なおかつ70歳未満で上位所得者の人は、1ヶ月当たり2万円となります。）
- 窓 口 市役所国保年金課（長岡庁舎内）
電話 055-948-2905

特定医療費（指定難病）助成制度

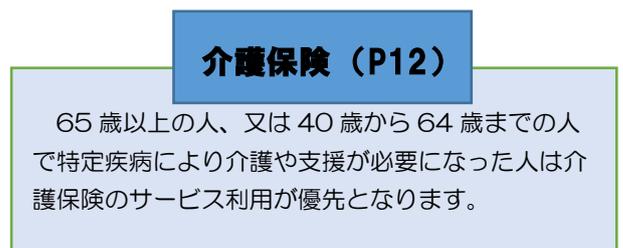
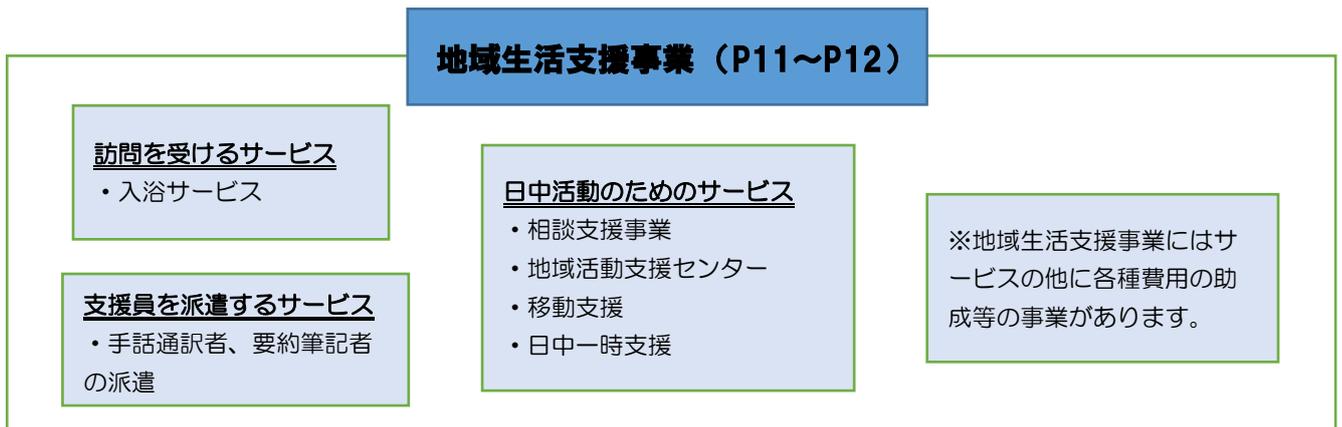
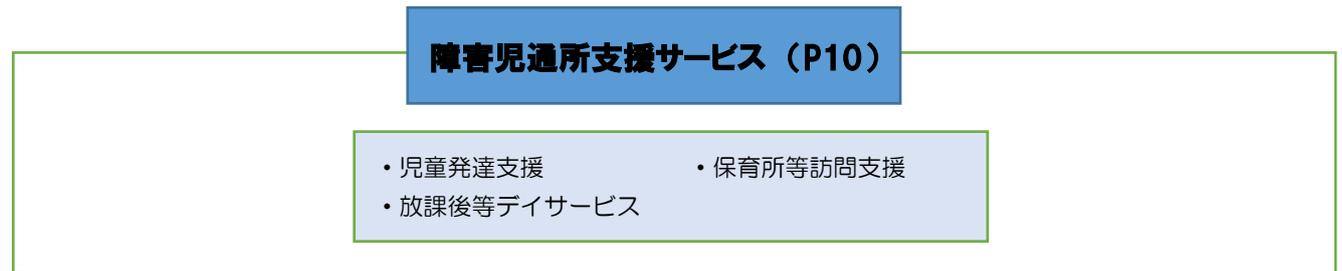
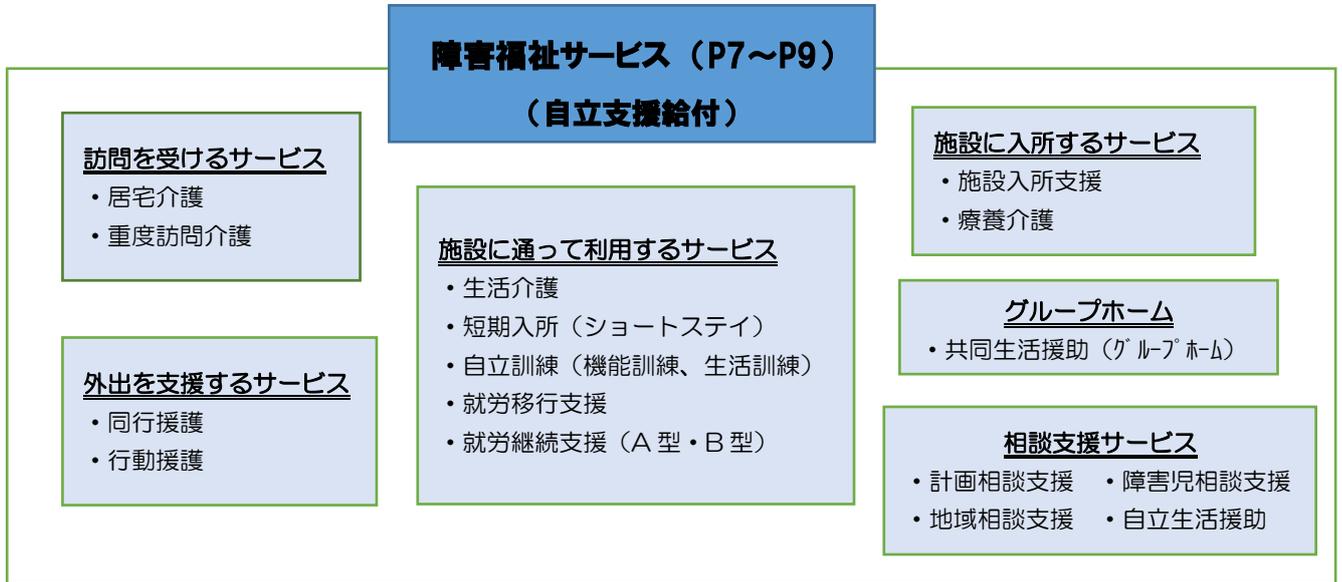
原因が不明で、治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が指定する「指定難病」（現在、338疾病）について、その治療にかかった費用（保険診療）の一部を助成する制度です。医療費助成を受けるためには、静岡県に対して申請を行い、支給認定を受ける必要があります。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

- 内 容
 - ・自己負担割合が3割負担の人については、2割負担に引き下げられます。
 - ・所得に応じて、1ヶ月の自己負担限度額が設定されます。自己負担限度額は指定難病の治療のために受診した指定医療機関の負担額をすべて合算して適用されます。
- 窓 口 東部健康福祉センター（東部保健所） 地域医療課
（沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎4F）
電話 055-920-2109

3 日常生活の支援

在宅で訪問による支援を受けるサービス、外出を支援するサービス、施設に通って利用するサービス、施設に入所するサービスなどがあります。サービスは大きく次のように分けられます。

■対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者、障害児



障害福祉サービス（自立支援給付）

サービスの利用方法

サービスを利用するためには、まずサービスの支給決定を受け、指定事業者の中から利用したい事業者を選択して契約を結び、利用します。複数の事業者と契約することもできます。

【1】相談

まずは、窓口にご相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は申請します。

■窓口：市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

【2】申請

障がいのある人や、そのご家族が窓口にて申請書類を記入し提出してください。

■必要なもの：窓口に来る人の身分証明書、対象者と家族のマイナンバー確認書類

【3】調査

市役所の調査員が、サービス利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活の状況などについて調査します。

【4】計画書の作成

相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた計画書を作成します。

【5】障害支援区分の認定

調査結果や医師の意見書（障害支援区分認定が必要な場合のみ）をもとに、障害支援区分認定審査会にてどのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分」が決められます。（サービスによっては区分の認定が必要ないものもあります。）

【6】利用決定・受給者証の交付

調査結果や障害支援区分の認定結果をもとに、利用できるサービスの支給が決定されます。支給が決定されると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※障害福祉サービス受給者証とは…障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。

【7】事業者と契約

サービスを利用する事業者を選んで利用契約をします。

【8】サービスの利用開始

「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。

【9】モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、見直し等を行います。

■相談支援事業所一覧

名 称	住 所	電話番号
サポートセンターゆめワーク	田京 1259-294	0558-75-5600
サポートセンター絆	田京 1259-293	0558-77-1221
サポートセンターみらいず	寺家 202（伊豆医療福祉センター内）	055-949-1418
サポートセンターいずのくに	四日町 302-1（伊豆の国市社会福祉協議会内）	055-949-7007
なのはな相談室	四日町 772	055-944-6831
サポートセンターゆのいえ	長岡 1157-1	055-928-9698

訪問を受けるサービス

◇居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、掃除などを行います。また、病院等への通院のための介助も行ないます。

◇重度訪問介護

重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や、家事を行います。また、外出するときの移動の支援も行います。

外出を支援するサービス

◇同行援護

外出時に視覚障がい者に同行して移動の支援をします。外出先での代読や代筆もします。

◇行動援護

知的障がいや精神障がいでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な援護や外出する際の移動の支援を行います。

施設に通って利用するサービス

◇生活介護

常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、入浴、排せつ、食事などの支援をします。また、創作的、生産的活動も行います。

◇短期入所

介護者の疾病その他の理由により、一時的に在宅で介護を受けられなくなった障がい者（児）に、短期間、施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援を行います。

◇自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。

◇就労移行支援

一般就労が可能と見込まれる人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。

◇就労継続支援（A型・B型）

一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

施設に入所するサービス

◇施設入所支援

自宅での生活が難しく施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◇療養介護

病院において、医療が必要で、常に介護も必要な人に、機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上の支援を行います。

◇グループホーム（共同生活援助）

地域にある住宅等で世話人の支援、介護を受けながら共同で生活する形態がグループホームです。家賃、光熱水費、食費等の負担が必要です。

相談支援サービス

◇計画相談支援（障害児相談支援）

障害福祉サービス（児童通所支援）に係るサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。

◇地域相談支援

・地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している人で地域生活への移行のための支援が必要な人が、住居の確保や、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

・地域定着支援

単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に対する相談や緊急対応を行います。

◇自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営むために、定期的な訪問等による相談や、関係機関との連絡調整等を行います。



障害児通所支援サービス

サービスの利用方法

サービスを利用するためには、まずサービスの支給決定を受け、指定事業者の中から利用したい事業者を選択して契約を結び、利用します。複数の事業者と契約することもできます。

【1】相談

まずは、窓口にご相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は申請します。

■窓口：市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

なのはな相談室（相談支援事業所／電話：055-944-6831）

【2】申請

保護者の方が窓口にて申請書類を記入し提出してください。

■必要なもの：窓口に来る人の身分証明書、対象者と家族のマイナンバー確認書類

■窓口：市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

【3】調査

市役所の調査員が、サービス利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活の状況などについて調査します。

【4】計画書の作成

相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた計画書を作成します。

【5】利用決定・受給者証の交付

調査結果と計画書をもとに、利用できるサービスの支給が決定されます。支給が決定されると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※障害福祉サービス受給者証とは…サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。

【6】事業者と契約

サービスを利用する事業者を選んで利用契約をします。

【7】サービスの利用開始

「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。

【8】モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、見直し等を行います。

サービスの内容

◇児童発達支援

療育が必要と判断された未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。

◇放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

◇保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

地域生活支援事業

障害福祉サービス（自立支援給付）、障害児通所支援給付サービス以外で、障がいのある人の地域生活を支援するサービスとして、地域生活支援事業があります。この地域生活支援事業の各事業は、市町村ごとに内容を決定するため、事業の範囲や利用者負担などが市町村ごとに異なっています。

※地域生活支援事業にはサービスの他に、各種費用の助成等の事業があります。

◇相談支援事業

■内 容 障害者（児）や障害者（児）の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や各種サービスの申請支援、権利擁護のための支援、専門機関の障害等、総合的な相談を行います。

■対象者 障害者（児）及びその家族

■事業所

名 称	住 所	電話番号
サポートセンターゆめワーク	田京 1259-294	0558-75-5600
サポートセンター絆	田京 1259-293	0558-77-1221
サポートセンターみらいず	寺家 202（伊豆医療福祉センター内）	055-949-1418
サポートセンターいずのくに	四日町 302-1（伊豆の国市社会福祉協議会内）	055-949-7007
なのはな相談室	四日町 772	055-944-6831
サポートセンターゆのいえ	長岡 1157-1	055-928-9698

◇地域活動支援センター

■内 容 創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行います。

- ・サポートセンターゆめワーク（田京 1259-294 電話：0558-75-5600）
- ・サポートセンター絆（田京 1259-293 電話：0558-77-1221）

■対象者 障害者

■利用料 光熱水費等実費がかかります。

◇移動支援

■内 容 屋外において単独での移動が困難な対象者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出時に、ガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供します。

■対象者 障害者（児）

※次の方は対象になりません。

- ①障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- ②障害福祉サービスにおける「同行援護」「重度訪問介護」「行動援護」の支給決定を受けた方
- ③未就学児

■利用料 費用の1割（月の上限額あり、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）

■事業所 市と委託契約を締結した事業所

◇日中一時支援

- 内 容 障害者（児）の介護を行う人の一時的休息や就労支援のために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を提供します。
- 対象者 障害者（児）
- 利用料 費用の1割（月の上限額あり、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）
- 事業所 市と委託契約を締結した事業所

◇入浴サービス

- 内 容 自宅の浴槽で入浴することが困難な重度障害者に対し、自宅に訪問し、専用の浴槽を提供し、入浴の介護を行います。
- 対象者 身体障害者手帳の肢体不自由1級、2級所持者で医師が入浴を可能と認めた者
- 利用料 1,260円/回（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）
- 事業所 市と委託契約を締結した事業所

◇手話通訳者、要約筆記者の派遣

- 内 容 聴覚障害者と健聴者との家庭生活・社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
- 対象者 聴覚障害者等（聴覚、言語機能、音声機能障害）



介護保険

65歳以上で介護サービスを必要とする人は、介護保険制度における要介護（要支援）認定の申請をしてください。40歳から64歳で、下記の「特定疾病」によって介護が必要な人も、介護保険制度の利用ができる場合がありますので、ご相談ください。

障害福祉サービス等が受けられる方も、介護保険サービスが受けられる場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。

- 窓 □ 市役所長寿介護課（大仁庁舎内）
電話：0558-76-8009 FAX:0558-76-8029

【特定疾病】

- ①がん末期
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

4 福祉用具

生活に必要な福祉用具を給付します。障がい者のための福祉用具には、補装具と日常生活用具があります。

補装具

身体障害者手帳または難病をお持ちの方に、障がいの内容・程度に応じて、身体上の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具費の支給を行います。ただし、労災、医療保険、介護保険等他法の給付等を受けられる場合は、原則、他法の給付等が優先されます。

■補装具の種類

視覚障害	安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具（上肢・下肢・靴型など）、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ 座位保持いす（児童のみ）、起立保持具（児童のみ）、頭部保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）
心臓機能障害・呼吸器機能障害 （障害により歩行に支障を及ぼす場合に限る）	車いす、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※補装具は原則 1 人 1 個の給付です。（教育上、職業上の理由を除く）

※補装具には、それぞれ給付の限度となる金額が定められています。

■申請方法 必要書類をそろえて窓口に出してください。（購入済みの補装具については給付できませんのでご注意ください。）

【必要書類】申請書、見積書、医師の意見書、身体障害者手帳または難病であることがわかるもの、マイナンバーが分かるもの

※補装具の種類等によって必要書類が変わりますので事前にお問合せください。

■本人負担額 ・市民税課税世帯は 1 割負担（負担上限月額：37,200 円）

・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

※障害者本人又は配偶者、児童の場合は世帯員の市民税所得割額が 46 万円以上の場合、支給対象になりません。

■修理・再交付 給付された補装具に不具合が生じた場合などには、修理申請を行うことができます。また、補装具が著しい破損や故障などにより使用ができなくなった場合や、身体状況の変化などによって、身体に適合しなくなった場合に、再支給の申請を行うことができます。ご相談ください。

■耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています。（例：車いす 8 年、補聴器 5 年）

耐用年数内は原則として再交付しません。

■窓 □ 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給

補装具費の支給対象とならない 18 歳未満の児童に、補聴器の購入費等の助成金を支給します。詳しくは市役所障がい福祉課までお問い合わせください。

日常生活用具

日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。

- 申請方法 必要書類をそろえて窓口に提出してください。（購入済みの用具については給付できませんのでご注意ください。）
【必要書類】申請書、見積書、身体障害者手帳または難病であることがわかるもの
- 本人負担額 ・市民税課税世帯は1割負担（負担上限月額：37,200円）
・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料
※障害者本人又は配偶者、児童の場合は世帯員の市民税所得割額が46万円以上の場合
は、支給対象になりません。
- 耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています。耐用年数内は原則として再交付しません。
- 窓 □ 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

■対象となる日常生活用具

※それぞれ給付の限度となる金額が定められていますので、お問い合わせください。

品目	性能	対象者
特殊寝台	身体の角度を個別に調整できるベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 寝たきりの状態にある難病患者
特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるマット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（原則3歳以上） 寝たきりの状態にある難病患者 知的障害者
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る） 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児（常時介護を要する者に限る）（原則、学齢児童以上） 自力で排尿できない難病患者
入浴担架	障害者（児）を担架に乗せたまま入浴可能なリフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（入浴に介助を要する者に限る） 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（入浴に介助を要する者に限る）（原則3歳以上） 同程度の障害を有する難病患者
体位変換器	介助者が身体障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（下着等を変換する際に介助を要する者に限る） 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（下着等を変換する際に介助を要する者に限る）（原則、学齢児童以上） 寝たきりの状態にある難病患者
移動用リフト	人を持ち上げ移動させるリフト（住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（原則3歳以上） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者

訓練椅子	原則、テーブル付きの椅子	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児（原則 3 歳以上） 同程度の障害を有する難病患者
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできるベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児（原則 学齢児童以上） 同程度の障害を有する難病患者
カーシート	乗車時に座位保持が可能になるもの	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する 2 級以上の身体障害者 同程度の障害を有する難病患者
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽用すのこ等（住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害がある身体障害者又は難病患者（入浴に介助を要する者） 下肢又は体幹機能障害がある身体障害児（原則 3 歳以上）（入浴に介助を要する者）
便器	和式トイレの上に置いて腰掛け式に変換するもの等（住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児（原則 学齢児童以上） 常時介護を要する難病患者
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の身体障害者（児）で必要と認められる者 精神障害者又は知的障害者であっててんかんの発作等により頻繁に転倒する者 同程度の障害を有する難病患者
T 字状又は棒状のつえ	一本つえ	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の身体障害者（児）で必要と認められる者 同程度の障害を有する難病患者
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等（住宅改修を伴うものを除く）	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の身体障害者で家庭内の移動等で介助を必要とする者 平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の身体障害児で家庭内の移動等で介助を必要とする者（原則 3 歳以上） 同程度の障害を有する難病患者
特殊便器	温水温風がでるトイレ（住宅改修を伴うものを除く）	上肢機能障害 2 級以上の身体障害者 上肢機能障害 2 級以上の身体障害児（原則 学齢児童以上） 知的障害者で訓練を行っても排便の処理が難しい者 上肢機能に障害のある難病患者
火災警報器	火災を感知し、音又は光で屋外にも知らせる警報器	2 級以上の身体障害者（児）で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 知的障害者 同程度の障害を有する難病患者
自動消火器	火災を感知し、自動的に消化液を噴射するもの	2 級以上の身体障害者（児）で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯
電磁調理器	火を使わない調理器	視覚障害 2 級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯で、必要と認められる者 18 歳以上の知的障害者

歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害者用信号機の点灯時間を通常より長くする装置	視覚障害 2 級以上の身体障害者 視覚障害 2 級以上の身体障害児（原則学齢児童以上） 同程度の障害を有する難病患者
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、音声等を光等に変換する装置	聴覚障害 2 級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯で必要と認められる世帯
視覚障害者用 音声 IC タグレ コーダー	視覚障害者の物の識別を容易にする機器	視覚障害 2 級以上の身体障害者 視覚障害 2 級以上の身体障害児（原則学齢児童以上） 同程度の障害を有する難病患者
地震防災用具	防災用ベスト、防災用リュック、その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	4 級以上の身体障害者（児）で地震発生時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者 知的障害者 同程度の障害を有する難病患者
透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者（児）で、自己連続携行式腹膜かん流放による透析療法を行うもの（原則 3 歳以上） 同程度の障害を有する難病患者
ネブライザー	障害者（児）が容易に使用できるもの	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者（原則学齢児童以上） 呼吸器に障害のある難病患者
電気式たん吸引機	障害者（児）が容易に使用できるもの	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者（原則学齢児童以上） 呼吸器に障害のある難病患者
吸引器・ネブライザー両用器	障害者（児）が容易に使用できるもの	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者（原則学齢児童以上） 同程度の障害のある難病患者
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者
視覚障害者用 体温計（音声式）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害 2 級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯で必要と認められる世帯 視覚障害 2 級以上の身体障害児（原則学齢児童以上）又は同程度の障害を有する難病患者がいる単身世帯又はこれに準ずる世帯
視覚障害者用 体重計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害 2 級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯で必要と認められる世帯
視覚障害者用 血圧計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害 2 級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯で必要と認められる世帯
パルスオキシメーター	脈拍数と動脈中の酸素飽和度を測定できるもの	呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の障害を有する者（児）であって、在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着しているもの。ただし、呼吸器機能障害又は心臓機能障害以外の場合にあっては医師が必要と認めたものに限る。
携帯用会話補助装置	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの	音声又は言語の機能に障害のある身体障害者若しくは肢体が不自由な身体障害者であって、発生若しくは発語に著しい障害を有するもの

		音声又は言語の機能に障害のある身体障害児若しくは肢体が不自由な身体障害児であって、発声若しくは発語に著しい障害を有するもの（原則学齢児童以上）同程度の障害を有する難病患者
情報・通信支援用具	パソコン周辺機器やソフト等で障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚又は上肢機能障害２級以上の身体障害者（児）脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害者（児）で必要と認められるもの同程度の障害を有する難病患者
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害２級以上の身体障害者で必要と認められるもの同程度の障害を有する難病患者
点字器	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）同程度の障害を有する難病患者
点字タイプライター	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者（児）又は同程度の障害を有する難病患者で、就労又は就学しているもの（就労が見込まれるもの）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者 視覚障害２級以上の身体障害児（原則学齢児童以上）
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報等を読み取り、音声に変換できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者 視覚障害２級以上の身体障害児（原則学齢児童以上）
視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	携帯電話に接続して、文字情報等を読み取り、音声に変換できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者 視覚障害２級以上の身体障害児（原則学齢児童以上）
視覚障害者用読書器（暗所視支援眼鏡を含む）	拡大した画像等をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力するもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者で、この装置により文字等を読むことが可能になるもの 視覚障害がある身体障害児（原則学齢児童以上）で、この装置により文字等を読むことが可能になるもの
	装着することで暗所や夜間に視野を確保できるもの	夜盲又は視野狭窄の症状があり、医師の意見書等により適合が認められるもの
視覚障害者用小型拡大読書器	文字等を拡大して画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者で、この装置により文字等を読むことが可能になるもの 視覚障害がある身体障害児（原則学齢児童以上）で、この装置により文字等を読むことが可能になるもの
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者 同程度の障害を有する難病患者
視覚障害者用ラジオ	テレビ音声を受信する機能があり、視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害２級以上の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者 視覚障害２級以上の身体障害児（原則学齢児童以上）

聴覚障害者用 印字型通信装置	電話機に接続し、音声の代わりに文字等により通信が可能なもので、聴覚障害者等が容易に利用できるもの	聴覚障害がある身体障害者又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）で、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者（原則学齢児童以上）
聴覚障害者用 映像型通信装置	通信回線に接続し、音声の代わりに画像等により通信が可能なもので、聴覚障害者等が容易に利用できるもの	聴覚障害がある身体障害者又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）で、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者（原則学齢児童以上）
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）用番組に字幕及び手話通訳の映像を合成でき、かつ災害時の緊急信号を受信するもの	聴覚障害がある身体障害者（児）で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの 同程度の障害を有する難病患者
人工咽頭	笛式・電動式で音を発するもの	音声、言語又はそしゃく機能に障害がある身体障害者（児）又は難病患者で、本装置により発声が可能になるもの
人工咽頭（埋込型用人工鼻）	発声が可能になる機器で、障害者等又は介護者が容易に利用できるもの	音声機能障害者（児）又は難病患者であって、常時埋込型の人工咽頭を使用するもの
人工内耳用電池	人工内耳用電池等で、次のいずれか ・人工内耳用ボタン電池 ・人工内耳用充電器及び充電電池	聴覚障害がある身体障害者（児）又は難病患者であって、人工内耳を装用しているもの
ストーマ装具（畜便袋・畜尿袋）	障害者等又は介助者が容易に利用できるもの	ストーマ造設をしている者
収尿器	身体障害者等又は介助者が容易に利用できるもの	排尿機能に高度な障害がある身体障害者 排尿機能に高度な障害がある身体障害児 同程度の障害を有する難病患者
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等）	障害者等又は介助者が容易に利用できるもの	排便又は排尿の機能に高度な障害がある障害者（児） 脳原性運動機能障害で意思表示が困難な障害者（児） 同程度の障害を有する難病患者
介護ベッド用 防護フレーム	家屋の倒壊時に就床者を保護する空間を確保する介護ベッドの附属品で、積載荷重5トン以上のもの	身体障害者（児）、知的障害者又は難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの （S56.5.31以前に建築した木造の住宅又は同日において建築中であった木造の住宅であって、耐震評価が1.0未満のものに居住する者に限る）

発動発電機及び人工呼吸器用外部バッテリー	介助者が容易に使用できるもの	人工呼吸器を使用している者
車いす（貸与）	身体障害者（児）又は難病患者が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者（児）又は難病患者であって、下肢用の装具等を使用しており、それらの修理が必要なもの

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

この事業は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とします。

- 対象者 次の全ての要件を満たす者
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の支給認定を受けている者
 - ・在宅の者
 - ・他の事業の支給対象とならない者

■対象種目等

種目	性能等	状態
便器	対象児童が容易に使用できるもの（手すりをつけることができるもの）	常時介助を要する状態
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染、消耗を防止できるもの	寝たきりの状態
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出すもの（住宅改修を伴うものを除く）	上肢機能に障害のある状態
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則、頭部と脚部の傾斜角度を調整できるもの	寝たきりの状態
歩行支援用具	手すり、スロープ、歩行器等	下肢が不自由な状態
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの	入浴に介助を要する状態
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	自力で排尿できない状態
体位変換器	介助者が対象児童の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	寝たきりの状態
車いす	必要な強度と安全性を有するもの	下肢が不自由な状態
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する状態
電気式たん吸引器	容易に使用できるもの	呼吸器機能に障害のある状態

クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節できるもの	体温調節が著しく難しい状態
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある状態
ネブライザー（吸入器）	容易に使用できるもの	呼吸器機能に障害のある状態
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができるもの	人工呼吸器の装着を要する状態
ストーマ装具（畜便袋）	容易に使用できるもの	人工肛門を造設した状態
ストーマ装具（畜尿袋）	容易に使用できるもの	人工膀胱を造設した状態
人工鼻	容易に使用できるもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な状態

- 自己負担 世帯の収入に応じて一部負担あり
 窓 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

5 助成・手当・年金

各種の費用に対して、助成制度や手当、年金等の制度があります。

住宅改造費用の助成

在宅の重度障害者の居宅生活動作等を円滑にするために行う小規模な住宅の改修にかかる費用について、一部を助成します。（現に居住している住宅につき1回のみ）

なお、介護保険の住宅改修の対象となる人は、そちらの制度からの優先利用となります。

- 対象者 ①下肢機能障害 3 級以上の身体障害者（児）
 ②体幹機能障害 3 級以上の身体障害者（児）
 ③乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3 級以上の身体障害者（児）
 ④乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害に限る）2 級以上の身体障害者（児）→特殊便器の取付を行う者
 ⑤視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）
 ⑥下肢又は体幹機能に障害のある難病患者
 助成額 住宅改修費用の 100 分の 90 に相当する額（上限 18 万円）
 ※ただし、市民税非課税世帯は住宅改修費用満額（上限 20 万円）

- 手続き 工事着手前に必要書類をそろえて申請してください。決定後、工事着手してください。
【必要書類】
 - ・身体障害者手帳写し
 - ・住宅改修の見積書（改修の内容が分かるもの）
 - ・着工前の写真（工事後に着工後の写真を提出）
 - ・借家の場合は、家主の承諾書
- 窓 □ 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

自動車改造費用の助成

身体障害者が自ら運転するために自動車の走行装置又は駆動装置を改造もしくは乗降装置又は車いす収納装置を設置する場合に、その費用の一部を助成します。

- 対象者 次のすべてを満たす人
 - ①18歳以上の人
 - ②肢体不自由2級以上の身体障害者
 - ③特別障害者手当制度の所得制限限度額を超えない世帯の人
 - ④過去5年間に当該補助を受けていない人
- 助成額 経費（30万円を限度）の10分の9以内
- 手続き 改造前に必要書類をそろえて申請してください。決定後、改造してください。改造後に報告書類を提出してください。
【申請に必要な書類】
 - ・申請書
 - ・事業計画書
 - ・身体障害者手帳写し
 - ・自動車改造の見積書及び仕様書
 - ・自動車検査証写し
 - ・運転免許証写し
 - ・改造前の写真
 - ・年金証書（年金受給中の人）
 【報告に必要な書類】
 - ・報告書
 - ・実績書
 - ・改造後の写真
 - ・改造費の支払いを証明する書類
 - ・通帳
- 窓 □ 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車の運転免許証を取得するため、教習所において訓練を受けた場合、取得に要した費用の一部を助成します。

- 対象者 次の全てを満たす人
 - ①18歳以上の人
 - ②身体障害者手帳所持者
 - ③自動車運転免許の取得により、社会参加が見込まれる人
 - ④世帯全員の前年分の所得税額合計が75,000円以下の世帯に属する人
 - ⑤過去に当該補助を受けていない人
- 助成額 経費の2分の1の額（上限10万円）
- 手続き 運転免許証を取得した日から4カ月以内に、必要書類をそろえて窓口に提出してください。
【必要書類】
 - ・申請書
 - ・教習所の卒業証明書
 - ・運転免許取得費用の領収書の写し
 - ・自動車運転免許証の写し
 - ・身体障害者手帳の写し
 - ・通帳
- 窓 □ 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

特別児童扶養手当

身体、知的若しくは精神に重度（別表の1級に該当）又は中度（別表の2級に該当）以上の障がいのある20歳未満のお子さんを監護している父若しくは母（主たる生計者）又は父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。手当を受けるためには手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■手当月額 1級：53,700円 2級：35,760円（令和5年4月現在）

■支給制限 次の場合は手当を受けることができません。
①児童、監護している父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
③児童が、児童福祉施設等に入所しているとき

■手続き 必要書類をそろえて窓口に提出してください。県知事の認定を受けることにより手当が支給されます。
【新規認定請求の際の必要書類】
・認定請求書 ・戸籍謄本 ・診断書（省略できる場合があります）
・振込先口座申出書 ・家族状況報告書 ・マイナンバーカード又は通知書
※その他の書類が必要になる場合があります。
※手当の受給中は、再認定の手続や各種変更手続きが必要になります。

■支払日 認定請求をした翌月分から支給されます。年3回（4、8、11月）に受給者本人の預金口座へ振り込まれます。

支払日	支給対象月
4月11日	12月分 から 3月分
8月11日	4月分 から 7月分
11月11日	8月分 から 11月分

■窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）



■障害等級表（別表）

1 級		2 級	
1	両眼の視力の和が 0.03 以下のもの	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼 I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	6	平衡機能に著しい障害を有するもの
7	両上肢のすべての指を欠くもの	7	そしゃくの機能を欠くもの
8	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	8	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
9	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	9	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの	10	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	11	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
		12	一上肢のすべての指を欠くもの
		13	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	14	両下肢のすべての指を欠くもの
		15	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		16	一下肢を足関節以上欠くもの
		17	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
13	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	18	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
14	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	19	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		20	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害児福祉手当

重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度心身障害児の方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。手当を受けるためには手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■手当月額 15,220円 (令和5年4月現在)

■支給制限 次の場合は手当を受けることができません。
①障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
②障害児入所施設等に入所しているとき

■手続き 必要書類をそろえて窓口に提出してください。
【新規認定請求の際の必要書類】
・認定請求書 ・所得状況届 ・診断書（省略できる場合があります）
・戸籍謄本（省略できる場合があります） ・マイナンバーカード又は通知書
※その他の書類が必要になる場合があります。
※手当の受給中は、再認定の手続や各種変更手続きが必要になります。

■支払日 認定請求をした翌月分から支給されます。年4回（5、8、11、2月）に受給者本人の預金口座へ振り込まれます。

支 払 日	支給対象月
5月10日	2月分 から 4月分
8月10日	5月分 から 7月分
11月10日	8月分 から 10月分
2月10日	11月分 から 1月分

■窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

- ① 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

特別障害者手当

著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度心身障害者の方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。手当を受けるためには手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■手当月額 **27,980円**（令和5年4月現在）

■支給制限 次の場合は手当を受けることができません。
①障害者支援施設、養護老人ホーム等に入所しているとき
②病院等に継続して3か月を超えて入院しているとき

■手続き 必要書類をそろえて窓口に提出してください。
【新規認定請求の際の必要書類】
・認定請求書 ・所得状況届 ・診断書（省略できる場合があります）
・戸籍謄本（省略できる場合があります） ・マイナンバーカード又は通知書
※その他の書類が必要になる場合があります。
※手当の受給中は、再認定の手続や各種変更手続きが必要になります。

■支払日 認定請求をした翌月分から支給されます。年4回（5、8、11、2月）に受給者本人の預金口座へ振り込まれます。

支 払 日	支給対象月
5月10日	2月分 から 4月分
8月10日	5月分 から 7月分
11月10日	8月分 から 10月分
2月10日	11月分 から 1月分

■窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

- I 表1の障害が2つ以上重複する場合
- II 表1の障害が1つあり、かつそれ以外の障害で表2の障害が2つ以上該当する場合
- III 表1の③から⑤までの障害が1つあり、日常生活動作において常時特別な介護が必要な場合
- IV 表1の⑥の障害があり、絶対安静の状態の場合
- V 表1の⑦の障害があり、日常生活動作において常時特別な介護が必要な場合

【表1】

- | |
|---|
| <p>① 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none">・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全</p> |
|---|

ての指の機能に著しい障害を有するもの

- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【表2】

- ① 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は1眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

児童扶養手当

児童扶養手当は原則としてひとり親家庭が支給対象となりますが、父又は母が重度の障害者である場合、ひとり親家庭でなくても支給対象となる可能性があります。

この手当を受けることができるかどうかは、市役所 **子ども家庭課** へお問い合わせください。

■窓 □ 市役所 **子ども家庭課**（大仁庁舎内） 電話 **0558-76-8008**

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合（20歳になる前から障がいのある場合を含む）は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

【障害基礎年金】

- 対象者 国民年金加入後の保険料納付要件を満たしている被保険者又は 20 歳になる前から障がいのある人で障害の程度が国民年金法施行令に定められた 1 級又は 2 級に該当する人（身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります）
- 年金額 1 級 972,250 円 2 級 777,800 円（令和 4 年度）
- 支給月 年に 6 回支給、偶数月の 15 日にその月の前 2 か月分が振り込まれます。
- 窓 口 市役所国保年金課（長岡庁舎内） 電話 055-948-2905
FAX 055-948-1169

【障害厚生年金】

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の 1 級又は 2 級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が 2 級に該当しない軽い程度の障害のときは 3 級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から 5 年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには、障害手当金（一時金）が支給されます。

- 窓 口 三島年金事務所（三島市寿町 9-44） 電話 055-973-1166
FAX 055-971-8311
- U R L <https://www.nenkin.go.jp/>（日本年金機構 HP）

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。

- 加入できる保護者の要件
年齢が 65 歳未満（毎年 4 月 1 日における年齢）で、特別の疾病がなく、健康な状態であること
- 障がいのある方の範囲
身体障害者手帳 1 級～3 級所持者、療育手帳 A,B 所持者、精神障害者手帳 1 級、2 級所持者
その他、上記と同程度の障がいと認められるもの（手帳を持っていなくても加入できる場合あり）
- 掛 金 加入時の年齢により 1 口につき 9,300 円～23,300 円（所得による減免もあります）
- 年 金 1 口加入 月額 20,000 円
2 口加入 月額 40,000 円
- 窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

6 税金・割引など

税金や各種料金の割引制度があります。

税金の控除

障害の程度が一定以上の場合、各種税金が控除される場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

税の種類	内 容	金 額	窓 口
所得税	障害者控除（本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合） ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	所得控除 27 万円	税務署
	特別障害者控除（上記の障害者が重度の場合） ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	所得控除 40 万円	
	扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除 75 万円	
住民税	障害者控除（本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合） ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	所得控除 26 万円	市役所税務課
	特別障害者控除（上記の障害者が重度の場合） ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	所得控除 30 万円	
	扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除 53 万円	
相続税	相続人が障害者である場合、相続税の金額から一定額を控除することができます。		税務署
贈与税	特定障害者（特別障害者及び精神に障害があり一定の要件を満たす者）に対して、生前に財産の贈与を行う場合	6 千万円以下の財産を信託銀行に供託する等、一定の条件のもとに非課税（特別障害者以外の特定障害者の場合は 3 千万円）	税務署

■窓 □ 市役所税務課（長岡庁舎内） 電話 055-948-2918 FAX 055-948-1169
三島税務署（三島市文教町 1-4-33） 電話 055-987-6711

自動車税・軽自動車税の減免

障がいのある方が積極的に社会活動に参加できるように、障がいのある方のために専ら使用する自動車で、減免の要件に該当する場合には、申請により自動車税・自動車取得税が減免になります。減免は障がいのある方おひとりにつき、自動車（軽自動車含む）1台に限ります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

■減免の対象となる障がいの範囲

障 害 区 分		障がい者本人が運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1級～「4級の1」 ※4級の1とは、等級が4級で、両眼視力の和が0.09以上0.12以下となっている場合に該当		
	聴 覚 障 害	2級・3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	×	
	上肢機能障害	1級・2級		
	下肢機能障害	1級～6級	1級～3級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢	1級・2級	
		移動	1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ 肝臓・ぼうこう又は直腸機能障害		1級・3級	
ヒ免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1級～3級		
療 育 手 帳		A		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

※障害区分の「上肢機能障害」「下肢機能障害」及び「乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害」については、それぞれ「上肢・下肢」あるいは「上肢・移動」の区分の中で合算した後の等級により判定します。

※「生計同一者」とは、障がいのある方と生計を一にしている方をいいます。自動車税、自動車取得税減免の際には、市役所（障がい福祉課）で発行する生計同一証明書が必要になります。

※「常時介護者」とは、障がいのある方を常時介護されている方をいいます。自動車税、自動車取得税減免の際には、市役所（障がい福祉課）で発行する常時介護証明書が必要になります。

■減免の対象となる自動車検査証の名義

手帳の種類	所有者	使用者
身体障害者手帳（18歳以上）	障がい者本人	
身体障害者手帳（18歳未満）	障がい者本人又は生計同一者	
身体障害者手帳（成年被後見人）		
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

※減免の対象となる自動車は車検証の自家用・事業用の別欄に自家用と記載されているものに限ります。

■問い合わせ窓口

- ・自動車税のこと 沼津財務事務所（東部総合庁舎内）電話：055-920-2019
- ・軽自動車税のこと 市役所税務課（長岡庁舎内）電話：055-948-2918
- ・生計同一証明書のこと 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

NHK 放送受信料の減免

免除の適用を受けるには、申請手続きが必要です。詳しくは窓口へご相談ください。

種 別	全額免除	半額免除
身体障がい	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	・視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度（1級・2級）の身体障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合
知的障がい	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	重度（A）の療育手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合

■申請手続き

- ①免除申請書に必要事項を記入してください。
 - ・申請書は NHK または市役所障がい福祉課にあります。
- ②市役所障がい福祉課で免除事由の証明を受けてください。
 - ・NHK へ直接申請もできます。その場合、各種証明書類が必要になります。詳細は NHK へお問い合わせください。
- ③証明を受けた申請書を NHK へ提出（郵送）してください。
- ④NHK から「免除受理通知書」が届きます。

- 窓 口 NHK 静岡放送局営業部 電話：054-654-5200
市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

タクシー・バス・鉄道利用券

タクシー、バス、鉄道に乗車の際に利用できる共通利用券を年間 14,000 円分交付します。希望される方は、申請手続きをお願いします。

- 対象者 4月1日現在、次のいずれかを所持し、施設入所をしていない人
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級

- 交付額 年間 14,000 円（100 円券×140 枚）

- 窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）
※毎年、4月当初は別に交付窓口を設けています。
※ガソリン券との併給はできません。

自動車燃料給油券

18 歳から 74 歳の障がいをお持ちの方ご本人が車を運転する場合に、自動車燃料給油券を年間 14,000 円分交付します。希望される方は、申請手続きをお願いします。

- 対象者 4月1日現在、次のいずれかを所持し、ご自分で車を運転する 18 歳から 74 歳の人
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級

- 交付額 年間 14,000 円（1,000 円券×14 枚）

- 窓 口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）
※タクシー・バス・鉄道利用券との併給はできません。

タクシー料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が10%割引されます。詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

路線バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、運賃が50%割引されます。詳細はバス会社によって異なりますので、ご利用のバス会社にお問い合わせください。

鉄道料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が割引されます。詳しくは、各駅にお問合せください。

■伊豆箱根鉄道（駿豆線）

身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が割引されます。

- 身体障害者手帳（第1種）、療育手帳Aをお持ちの方
障がいをお持ちの方と介護者の方がそれぞれ乗車の距離にかかわらず50%割引されます。
（障がいをお持ちの方と介護者の方が同一の行程で同一の種類乗車券で乗車の場合に限る）
- 身体障害者手帳（第2種）、療育手帳Bをお持ちの方
伊豆箱根鉄道（駿豆線）とJR線をまたがって乗車する場合、片道100kmを超える場合、障がいをお持ちの方の料金が50%割引されます。（介護者の方は割引となりません。）

■JR線

身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が割引されます。

- 障がいをお持ちの方が単独で乗車する場合
→片道100kmを超える場合（私鉄またがる場合を含む）、普通乗車券が50%割引されます。
- 身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳Aをお持ちの方と介護者が一緒に乗車する場合
→障がいをお持ちの方とその介護者それぞれの料金が50%割引されます。（普通乗車券・回数券・急行券）
- 身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳Aをお持ちの方とその介護者、12歳未満の障がいをお持ちの方とその介護者が一緒に乗車するための定期券を購入する場合
→定期券が50%割引されます。（小児定期券を除く。）

※その他、精神障害者保健福祉手帳の提示で料金が割引される私鉄もあります。詳しくはご利用予定の鉄道会社にお問い合わせください。

国内航空運賃の割引

割引額等は航空運送事業者、路線によって異なります。各航空会社にお問い合わせください。

■対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳をお持ちの方ご本人が運転する場合及び重度の障がいをお持ちの方が乗車する自動車をご本人以外の方が運転する場合に通行料金の50%が割引されます。割引を受けるためには、事前に申請手続きが必要です。

■対象者

- ① 障がい者本人が運転する場合
→身体障害者手帳をお持ちの全ての方
- ② 障がい者本人以外の方が運転し、重度の障がいをお持ちの方が乗車する場合
→身体障害者手帳（第1種）、療育手帳A

■対象自動車

〈車種要件〉

車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもので、次に該当する自動車

【乗用自動車】車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車を含む）

【貨物自動車】車検証の用途欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの

【特殊用途自動車】車検証の用途欄に「特殊」と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車、又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの

【二輪自動車】総排気量が125ccを超えるもの

〈所有者要件〉

車検証の所有者欄が次に該当する場合 ※個人名義のものに限ります。

- ① 障がい者本人が運転する場合
→本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ② 障がい者本人以外の方が運転し、重度の障がいをお持ちの方が乗車する場合
→本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
→上記の方が自動車を所有されていないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方
※割賦購入（ローン）又は長期リースの場合は、車検証上の使用者を所有者とみなします。
※軽トラックは対象になりません。

■有効期間 原則、新規の申請手続きをした日から2回目の誕生日まで有効
※ただし、更新の手続きは、有効期限の2か月前からでき、手続きをした日から3回目の誕生日まで有効となります。

■申請に必要な書類

身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、障がい者本人の運転免許証（障がい者本人が運転する場合）、割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リースの場合）

※ ETC 利用の場合は、上記に加え、「ETC カード（18 歳以上は障がい者本人名義のもの）」と「ETC 車載機セットアップ申込書・証明書」が必要です。（ただし、更新及び変更申請の際は、前回から変更が無い場合は、同2点は不要です。）

■窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

■問い合わせ先 NEXCO 中日本お客さまセンター 電話：0120-922-229
有料道路 ETC 割引登録係 電話：045-477-1233

※令和5年3月27日より、有料道路における障害者割引制度の見直しがされ、一人一台要件の緩和とオンライン申請が導入されました。詳しくは、問合せ先へお問い合わせください。

携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の携帯電話の基本使用料などが割引になります。具体的な割引内容や、手続きなどは契約している電話会社にご相談ください。

■窓 □ 各携帯電話会社

NTT 無料番号案内（ふれあい案内）

NTTへ事前登録をすることにより無料で電話案内を受けることができます。

- 対象者
- ①視覚障害の身体障害者手帳の所持者（1～6級）
 - ②肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）の身体障害者手帳の所持者（1、2級）
 - ③聴覚障害の身体障害者手帳の所持者（2、3、4、6級）
 - ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の身体障害者手帳の所持者（3、4級）
 - ⑤療育手帳の所持者
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 登録方法 「ふれあい案内事務局」まで、FAX または電話にて、登録希望の旨を連絡してください。
【ふれあい案内事務局】
電話：0120-104174 FAX:0120-104134

公共施設の利用料の免除

市内公共施設の利用について、障がい者とその付添者（障がい者1人につき1人まで）の使用料が免除になります。その他、県立施設や民間施設でも割引のある施設がありますので、各施設へお問い合わせください。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその付添者
- 対象施設 長岡体育館、江間グラウンド、葦山体育館、大仁体育館、大仁東体育館、神島グラウンド、狩野川リバーサイドパーク、葦山運動公園（野球場・多目的広場）、さつきヶ丘公園（野球場・陸上競技場・キャンプ場）、広瀬公園、江間公園 など
- 問合せ先 市役所生涯学習課（あやめ会館1階）
電話：055-948-1461



7 その他の福祉サービスなど

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプカードは、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいについて説明し支援を求めるためのカードです。

- 対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、発達障がいや精神障がいの人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人
- 配布場所 市役所障がい福祉課、市民課（長岡庁舎・葦山庁舎）
健康づくり課（葦山福祉・保健センター）
- 配布方法 上記の配布場所で、お申し出のあった人に無料でお渡しします。
※おひとり1個、1冊の交付となります。
- 問合せ先 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）



ゆずりあい駐車場

歩行が困難な方に、公共施設、商業施設などに設置された車いすマークの駐車場が使用しやすくなるための利用証を交付します。交付には手続きが必要です。

- 対象者 ・身体障害者手帳所持者

視覚障害	1級～4級の1	肢体不自由体幹	1級～3級
聴覚障害	2級～3級	脳原性上肢	1級～2級（一上肢のみは除く）
平衡機能障害	3級	脳原性移動	1級～3級
肢体不自由上肢	1級～2級の2	内部障害	1級～3級
肢体不自由下肢	1級～4級		

- ・療育手帳 A 所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- ・要介護 2 以上の高齢者
- ・難病患者（特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者）
- ・妊産婦（妊娠 7 か月～産後 3 か月）

- 交付窓口 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

市役所健康づくり課（葦山福祉・保健センター内）

- 持ち物 上記の障がい確認できるもの（障害者手帳、介護保険証、難病等受給者証、母子手帳）

図書館宅配サービス

市内在住で、障がいや高齢のため図書館に来られない人は、利用者の自宅まで図書等を届ける宅配サービスが利用できます。詳しくは中央図書館にお問い合わせください。

- 問合せ先 伊豆の国市中央図書館 電話：0558-76-5566 FAX:0558-76-5757

成年後見制度

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによって、判断能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の詳しい内容や手続きについては、静岡家庭裁判所のホームページをご参照ください。

【伊豆の国市成年後見支援センター】

判断能力が低下した人に対し、本人の意思が尊重され、医療や福祉などの適切な支援が受けられるよう成年後見制度の利用促進のための相談窓口です。

- 受付時間 毎週火曜日、10時から16時まで
- 電話/FAX 0558-76-8012/0558-76-8029
- 場所 市役所大仁庁舎内

メール119システム

メール119システムは、音声による119番通報が困難な聴覚障害や言語障害のある方等が、携帯電話からeメールを利用して、火災や救急などの通報を行い、消防車や救急車の要請ができるサービスで、駿東伊豆消防本部が提供するものです。利用には申し込みが必要です。詳しくは、駿東伊豆消防指令センターにお問い合わせください

- 対象者 身体障害者手帳（聴覚障害、音声言語障害）所持者
- 問合せ先 駿東伊豆消防指令センター 電話：055-927-0119
- 利用申込 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

障害者相談員

伊豆の国市の障害者相談員は、障がいのある方の困りごと、ご家族の悩みなどを身近な体験者として、一緒に解決策を考えます。内容に応じて、適切なサービスや専門的な相談窓口の紹介もします。定例の家族会活動もありますので、参加を希望される方はお知らせください。

- 相談員の種類 身体障害者相談員 1名
精神障害者相談員 1名
知的障害者相談員 1名
発達障害者相談員 1名
- 障害者相談会 市役所にて年3回開催しています。また、高齢者サロン等にて出張相談会も行っています。日程等はお問い合わせください。広報いずのくにでもお知らせします。
- 問合せ先 市役所障がい福祉課（大仁庁舎内）

